

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人行動評価システム研究所(以下「当法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類および募集)

第2条 当法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- 2 この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 当法人は常時、寄附金を募ることができる。

(寄附条件)

第3条 当法人は、次の条件を付した寄附金は受け入れることができない。

- (1) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- (2) 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すこと
- (3) 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は、無償で使用させること
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと
- (5) 寄附金を受入れることによって当法人に財政負担を伴わせること
- (6) その他当法人の教育研究又は業務運営に支障があると代表理事が認める条件

(寄附手続)

第4条 寄附金等を当法人に寄附しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む)にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 当法人は、前項により寄附金の申込を受理したときは、第3条の基準に該当しないこと確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。